

流山市道路占用・承認工事 共通仕様書

令和3年4月1日施行

流山市役所 道路管理課

目次

第1章 総則	1
第2章 掘削	5
第3章 土留工	7
第4章 埋設物	8
第5章 覆工	10
第6章 復旧	11
第7章 道路附属物その他	13
第8章 保安施設	14

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、道路占用工事及び道路承認工事(以下「工事」という。)の施工に関する一般的事項を示すものである。

- 2 工事はすべて本仕様書、申請(協議)書添付図面等に基づき施工しなければならない。
- 3 本仕様書のほかに、道路管理者が必要と認めた場合には、別途指示事項を付加する。
- 4 別途指示事項は、本仕様書に優先するものとする。
- 5 舗装工事完了後、3年未満の道路については、原則として当該箇所の掘り返しを規制するものとする。但し、次の各号に該当する場合を除く。

(1)沿道建築物に対する引込み管路工事

(2)災害防止、事故復旧等危険防止に関する工事

(3)その他公共事業に起因する工事

なお、各号に該当する場合の復旧方法については、全面復旧とする。又、規制期間を経過した箇所であっても舗装が良好な場合は、引き続き可能な限り抑制するものとする。

(申請及び変更申請)

第2条 工事を行おうとする者は工事着手前に所定の書式により、必要書類を添えて道路管理者に申請しなければならない。

- 2 許可(回答)及び承認を受けた内容に変更(工事期間変更を含む)が生じた場合には、必要書類を添えて速やかに変更の申請をしなければならない。

(工事期間)

第3条 工事は許可(回答)書及び承認書に記載した工事期間内に完成しなければならない。

(着工、完了届)

第4条 工事施工に先立ち、所定の着工届を道路管理者に提出しなければならない。

- 2 工事が完了したときは、直ちに完了届を道路管理者に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する完了届には、工事着手前の現場の状況(街路樹、道路附属物等を含む)、完了後外部から目視できない箇所(埋設物明示を含む)及び重要な段階等の工事状況写真を添付しなければならない。但し、道路管理者が認めるものについてはこの限りではない。

(境界標(コンクリート杭、金属製プレート))

第5条 境界標(コンクリート杭、金属製プレート)は位置、高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。但し、工事の状況により改修又は変更の必要が生じた場合には道路管理者の指示により改修又は変更し、工事完了後について

も隣接土地所有者の立会確認を受けるものとする。

(工事の施工)

第 6 条 工事の施工に当たっては、沿道住民に工事の内容を十分に周知すること。

2 道路管理者が必要と認めた場合は、施工方法又は工事完成図等を通行の妨げにならない箇所に掲示すること。

(現場発生品の処理)

第 7 条 工事の施工により生じた現場発生品は、関係法令に基づき工事施工者が責任をもって処理しなければならない。

(材料管理)

第 8 条 道路復旧工事に使用する材料は、所要の時期に、かつ所定の場所に準備し、適切に管理しなければならない。

(品質管理)

第 9 条 道路復旧材料は常に品質、規格を満足するように管理しなければならない。

2 道路管理者が前項資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(現場管理)

第 10 条 工事施工者は常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 工事現場には、常時責任者を置き、管理及び監督を十分にしなければならない。

3 前項に規定する責任者は、許可(回答)書及び承認書を常に携帯し、道路管理者の指示がある場合は提示しなければならない。

4 工事施工者は、工事現場が他の工事と隣接又は競合する場合には、相互協調して紛争を起こさないようにしなければならない。

5 工事施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)道路の構造に影響を及ぼす行為

(2)安全かつ円滑な道路交通をみだりに妨げる行為

(3)公衆に迷惑をおよぼす行為

6 工事施工者は、工事により発生した排水を路面及び排水施設等に放流してはならない。又、工事用資材、現場発生品及び発生土等を道路に置いてはならない。

7 構造物の据付又は管路布設等に伴い道路を掘削する場合は、その日のうちに据付及び埋め戻しを行い、仮復旧を行ったうえ夜間は道路開放すること。

(事故対策)

第 11 条 工事施工中は事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素からたてておかななければならない。又、事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、直ちに応急措置を行うとともに遅滞なく道路管理者及び関係官公署に連絡し、その指示を受け必要な措置を講じなければならない。

(騒音振動対策)

第 12 条 工事の施工に当たっての騒音振動対策については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建関技第 103 号昭和 62 年 4 月 16 日)に従い、騒音、振動の防止又は軽減を図るよう努めなければならない。

2 工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、道路管理者の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。

3 前項の測定の結果、必要に応じて工事施工者の費用負担において、速やかに振動の防止又は軽減を図らなければならない。

(路面の維持)

第 13 条 工事現場付近の路面は、常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修、清掃の必要が生じた場合には、速やかに処理しなければならない。

(工事現場の照明)

第 14 条 工事施工が夜間である場合は、「道路工事保安施設設置基準」(国関整道管第 8 号令和元年 5 月 21 日)に準拠し、照明施設を設置しなければならない。

(関係官公署等との連絡)

第 15 条 関係官公署及び関係企業者とは、常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は道路管理者に報告しなければならない。

(検査)

第 16 条 工事施工者は、工事完了後速やかに必要書類を添え完了届を道路管理者に提出し、検査を受けなければならない。

2 道路管理者が必要と認める場合には、検査を行うことができる。検査は路盤検査及び完了検査を実施するものとする。

(1)路盤検査

路盤検査は表層工を実施する前に路盤材料、仕上がり厚並びに各層ごとの転圧状況等について、工事記録写真及び実測により検査するものとし、路盤の支持力については平板載荷試験等により測定するものとする。

(2)完了検査

完了検査は工事完了後、完了届に添付されている工事記録写真、完成図、試験成績表等により検査する。

3 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けること。

4 道路管理者が必要とする書類等は、速やかに提出しなければならない。

5 検査のためのコアを採取する場合は、道路管理者の指示する箇所から抜き取らなければならない。

6 検査に当たっては、道路管理者が認める場合、完了届をもって行うことができる。

(責任期間)

第 17 条 工事完了後 2 年以内に当該工事に起因して道路及び道路構造物に沈下

又は破損が生じた場合は、工事施工者が、その都度責任をもって補修すること。なお、補修方法については道路管理者の指示に従うものとする。

- 2 許可(回答)及び承認を受けた内容と相違がある場合は、この期間によらず責任を負うものとする。なお、工事施工者は道路管理者の指示に従い、道路の原状回復及びその他必要な措置を講じなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第 18 条 工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合には、速やかに道路管理者に報告し、工事施工者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。

- 2 道路工事部分以外においても、当該工事の資材及び残土の搬出入等による道路の損傷が明らかな場合については工事施工者において補修しなければならない。

(条件変更その他)

第 19 条 道路管理者が必要と認めた場合は、工事の方法又は条件の変更を指示する場合がある。

- 2 工事施工者が本仕様書を履行せず又は履行が不完全であると認められる場合は、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。
- 3 道路管理者が方法又は条件の変更を命じた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- 4 将来、道路工事又は道路管理上、占用物件が支障となる場合は、道路占有者の負担において撤去又は移設しなければならない。

第2章 掘削

(取り壊し)

第20条 舗装の取り壊しに当たっては、占用位置、方法等について道路管理者の指示を受けてから実施しなければならない。

- 2 舗装の切断は、コンクリートブレーカー、コンクリートカッター等で直線かつ路面に垂直に行わなければならない。
- 3 舗装切断により発生した排水汚泥については産業廃棄物として適正に処理すること。
- 4 掘削に伴う舗装の破壊片及び土砂は長時間路上に放置せず、速やかに撤去し、路上で小割しないこと。

(土砂及び工事用資材の搬入、搬出)

第21条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆積し又、路上で小割してはならない。

- 2 ダンプトラック等大型貨物自動車により、多量の土砂又は工事用資材若しくは機械の輸送が伴う工事については、別途道路管理者と協議すること。
- 3 運搬計画に当たっては、交通安全に留意するとともに、運搬に伴って発生する騒音振動対策について配慮しなければならない。

(掘削)

第22条 掘削は次の各号にあげる事項を遵守して施工しなければならない。

- (1) 取・引出管理設並びに縦断に管路等を埋設する場合の掘削幅は原則 60センチメートル以上とすること。
- (2) 掘削は布掘り、つぼ掘り又は推進工法若しくはこれに準ずる工法とし、えぐり掘りは行わないものとする。なお、降雨時の実施は避けること。
- (3) 掘削面積は当日中に復旧可能な範囲とする。但し、特に道路管理者の承認を受けた場合には、この限りでない。
- (4) 軟弱地盤又は湧き水地帯等で、湧き水若しくは溜水がある場合には路面に放流してはならない。但し、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合には道路管理者の指示により、沈砂ろ過施設等を設けなければならない。
- (5) 湧き水又は溜水が多量の場合は、道路管理者と協議の上、当該箇所にグラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止しなければならない。
- (6) 民地の出入口に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。
- (7) 本管理設に際して、供給管の引込み計画等があれば当該工事と併せて実施するようにし、供給管理設に伴う道路占用許可申請書を提出すること。
- (8) 工事施工中は、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないよう関係管理者と十分協議の上、掘削を行わな

ればならない。

- (9) 掘削はできるだけ衝撃力による施工を避け、無理な振動をかけないようにし、不必要な重機による空ぶかし等を避けて丁寧に運転しなければならない。

第3章 土留工

(土留)

第23条 掘削に当たっての土留工については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)に従い、その構造は十分安全でなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第24条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとする。

(土留板)

第25条 土留板は掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間のないよう入念に施工しなければならない。

(切りばり)

第26条 切りばりは、座屈のおそれのないような断面と剛性を有する部材を使用し、ゆるみを生じて落下することのないように施工しなければならない。

第4章 埋設物

(埋設物の確認及び保安)

第27条 工事施工者は、工事着手前に工事現場及びその近接した地域の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を行わなければならない。

(布掘り、つぼ掘り)

第28条 杭、矢板等の打設のための布掘り、つぼ掘り等の掘削は重機及び人力を併用して行わなければならない。但し、埋設物のないことが明確である場合はこの限りでない。

2 埋設物が露出したまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と十分連絡打合せのうえ事故のないよう留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。

(火気)

第29条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第30条 工事のため露出した地下埋設物を受け、吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分安全な強度を有するものでなければならない。

2 埋設する占用物の設置深さは路盤下 30 センチメートル以上とし、確保できない場合については道路管理者と協議の上、コンクリート防護(360度巻き)を行うこと。なお、道路管理者が認める場合はこの限りでない。

(埋設物の明示)

第31条 地下に埋設し、又は埋設してある電線、水道管、ガス管、(各戸の引込み及び建設省令で定めるものを除く)については埋設物件の名称、占用者、埋設の年その他保安上必要な事項を次の各号に従い明示するものとする。又、管の上部30センチメートル(但し、ガス管については50センチメートルとすることができる。)の位置に埋設物件保安上及び防護上必要な事項を明示したシートを敷設するものとする。

(1)明示事項

種別	略称	保安上必要な事項	明示色
電話	〇〇電話	同軸	赤色
水道	市水道・〇〇水道		青色
下水道	市下水・〇〇下水	圧送	茶色
ガス	〇〇ガス	中圧・高圧	緑色
電気	〇〇電力	特高	オレンジ色

(2)明示材料

規格・・・テープ幅 3 センチメートル以上
シート幅 40 センチメートル以上
明示板縦 15 センチメートル以上、横 7 センチメートル以上
材質・・・耐薬品性、無腐蝕、長期無退色
明示材料の間隔は 2 メートル以内とする。

第5章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第32条 覆工板、桁又は杭等の仮設構造物は、十分安全な構造で設計し施工しなければならない。

- 2 覆工は原則として鋼製又はPCコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。
- 3 覆工板は荷重に十分に耐え、跳ね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間は隙間の生じないようにしなければならない。
- 4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差のないように施工しなければならない。但し、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断面方向にもアスファルト若しくはコンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない。(縦断方向は5%以下ですり付け、必要に応じ「段差」の標示板を設置するものとする。)

(歩道の覆工)

第33条 歩道の覆工は従来の歩道形状を保持する構造とし、隙間のないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

(管理)

第34条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すこと。

- 2 覆工板表面の滑り止めが摩擦等により、その機能が低下した場合は、取替えを行わなければならない。

(出入口)

第35条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置するものとする。

- 2 地下への出入口の周囲は高さ1.2メートルの囲いをし、確認しうる色彩にするとともに照明を設け出入時以外は閉じておかななければならない。

(材料等の搬入、搬出)

第36条 材料等の搬入、搬出に当たり、覆工板の一部を外す場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

- 2 材料等の搬入、搬出作業が終了したときは直ちに覆工板を復元しておかななければならない。

第6章 復旧

(復旧構成及び復旧範囲)

第37条 復旧構成及び復旧範囲は、「道路舗装復旧構成図」及び「道路占用に係る道路舗装復旧範囲図」によることとする。

2 本復旧を施工するときは、本復旧施工前に道路管理者の立会いを受けることとし、立会いの結果が前項に規定する範囲を超える場合は道路管理者の指示によるものとする。なお、道路管理者が認める場合はこの限りでない。

(路床工)

第38条 路床の埋め戻し材料(路床土)は改良土を使用することを原則とし、現場状況に応じて道路管理者と協議の上、川砂又は良質な山砂の使用を認めるものとする。なお、川砂又は良質な山砂を使用する際は、材料の品質を証明するものを提出すること。

2 路床の締固めは、各層(20センチメートル)ごとに転圧を行うこととする。なお、取引出管の埋設の転圧には、管上30センチメートル分については人力で行い、それ以降についてはタンパ等を使用すること。また、縦断に管路等を埋設する場合は振動ローラー等により、最適含水比付近の含水状態で十分に締固めすること。

3 湧き水、溜水などがある場合には、十分排した後、埋め戻すこと。

(路盤工)

第39条 路盤材料は下層路盤についてはクラッシャーラン(C40-0)又は再生クラッシャーラン(RC40-0)、上層路盤については粒度調整碎石(M30-0)又は再生粒度調整碎石(RM30-0)を使用すること。

2 材料の敷均しは一層の仕上がり厚が下層路盤については20センチメートル以下、上層路盤については、15センチメートル以下になるよう均一に敷均すこと。

3 締固めは下層、上層路盤ごとに路床締固めと同様の転圧機を使用し、十分転圧すること。

4 仮復旧後、本復旧が完了するまでの間、常時施工箇所を巡回し、沈下その他不良箇所を発見したときは、直ちに補修し、交通の円滑化を図ること。

5 路盤材料は、碎石・砂等で、粘土塊・有機物・ゴミ等を含んではならない。

(表層工)

第40条 アスファルト混合物の敷設に当たっては、道路管理者が承認した場合を除き、気温が5℃以下の場合に施工してはならない。なお、敷均し作業中に降雨があれば、速やかに施工を中止し、すでに敷均した箇所の仕上げを行うこと。

2 路盤検査完了後、仮復旧の合材及び浮石その他の有害物を取り除き、不陸整正をした後プライムコートを施工すること。

3 プライマーの使用料は1~2ℓ/m²の範囲を標準とする。

4 「道路舗装復旧構成図」により、基層を設ける必要がある場合は基層施工後にタ

ックコートを行うこと。

- 5 タックコート用の瀝青材料としてはアスファルト乳剤(PK-4)を使用し、その使用料は $0.4\sim 0.8\text{l}/\text{m}^2$ の範囲を標準とする。
- 6 アスファルト混合物の敷設に当たっては、縦横断面形状の勾配を正しく仕上げ混合物の粒度に応じた均一なきめとする。
- 7 人孔、縁石及び路側コンクリート等の露出構造物の高さは、あらかじめ計画路面高さに合わせて調整しなければならない。
- 8 敷均しは、原則としてフィニッシャーによるものとし、敷均し時の混合物の温度は、一般に 110°C を下回らないこと。
- 9 締め固めには原則として、マカダムローラー、タイヤローラーを使用し、ローラー等で転圧ができない箇所は適切な転圧機で所定の密度が得られるよう十分締め固めること。
- 10 透水性アスファルト舗装で復旧する場合は、雨水の浸透を阻害するため、瀝青材料は散布しないこと。

(復旧方法)

第 41 条 復旧については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 1 日の作業完了に伴い、交通開放する際は交通規制、交通安全確保等の安全施設及び標識又は路面標示は、必ず現状に復すること。
- (2) 完了検査日まで常に巡視を行い、凹凸、段差等は早急に補修すること。
- (3) 復旧範囲は、「道路占用に係る道路舗装復旧範囲図」によることとする。
- (4) 復旧範囲と既設復旧跡が 5 メートル未満で近接する場合は、既設復旧跡のカッターラインまで含めて復旧すること。
- (5) 複数の工事がある場合は、工期調整の上、同一時期にまとめて復旧するよう努めること。
- (6) 復旧に先立ち、掘削箇所に工事材料等を残置しないように十分点検しなければならない。

第7章 道路附属物その他

(道路附属物等の工事の承認)

第42条 道路附属物等の移設、撤去又は新設が生じたときは、あらかじめ道路管理者の承認を受けなければならない。又、工事中に数量等の変更が生じた場合も同様とする。

(道路附属物等の材料及び強度)

第43条 工事に起因して生じた道路附属物等の損傷は、工事施工者の責任において原状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は道路管理者の指示に従って定めるものとする。

(道路標識)

第44条 工事のため、やむを得ず道路標識の移設等を行う場合は、沿道の樹木又は建築物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。なお、交通規制標識については、警察と協議の上、移設等を行うものとする。

(交通安全施設)

第45条 工事のため、やむを得ず交通安全施設を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な安全対策を講じなければならない。

(街路樹等)

第46条 工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみにせん定等を行ってはならない。又、消毒、整枝せん定又は植樹柵内の保護等については、流山市役所みどりの課と協議の上、承認を受けなければならない。

2 工事のため、やむを得ず移植を行う場合は、流山市役所みどりの課と協議の上、承認を受けなければならない。なお、移植に伴う植樹柵の移設、撤去又は新設については道路管理者の承認を受けること。

(道路照明)

第47条 工事のため、やむを得ず道路照明の移設を行う場合は、既照度を保つ照明施設にしなければならない。仕様については道路管理者の指示に従って定めるものとする。

(路肩、法面等)

第48条 路肩、法面等は、工事施工者の責任において原状に復旧しなければならない。

第 8 章 保安施設

(保安施設)

第 49 条 保安施設については、「道路工事保安施設設置基準」(国関整道管第 8 号 令和元年 5 月 21 日)に準拠して実施するとともに、工事が道路占用、道路承認工事であることを道路利用者において明確に識別できるような表示板等を設置しなければならない。

2 工事施工中は必要に応じ、交通誘導員を配置し、保安要員に巡視点検をさせ安全かつ円滑な道路交通を確保しなければならない。

附則

1. 「流山市道路占用承認工事共通指示書」(平成 5 年 4 月 1 日施行)を廃止する。
2. 本仕様書は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。